

学校法人清泉女子大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人清泉女子大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都品川区東五反田3丁目16番21号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる大学を設置する。

清泉女子大学	大学院	人文科学研究科
	文学部	日本語日本文学科
		英語英文学科
		スペイン語スペイン文学科
		文化史学科
		地球市民学科
	総合文化学部	総合文化学科
	地球市民学部	地球市民学科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

1 理事 9人乃至15人

2 監事 2人

② 理事のうち1人を理事長とし、宗教法人カトリック聖心侍女修道会代表役員及びカトリック東京大司教区教区長が推薦する者について理事会において諮り、理事総数の過半数の議決により選任する。

③ 理事長の職を解任するときは、理事総数の過半数の議決による。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

1 学長

2 副学長又はこれに代って学長を補佐する役職者で理事会において選任された者 1人乃至2人

3 事務局長 1人

- 4 評議員のうちから理事会において選任された者 2人乃至4人
 - 5 宗教法人カトリック聖心侍女修道会が推薦する者の中から、理事会において選任された者 2人乃至3人
 - 6 学識経験者の中から理事会において選任された者 2人乃至4人
- ② 前項第1号から第4号までの理事は、学長、副学長若しくはこれに代って学長を補佐する役職者、事務局長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、評議員、教員及び職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- ② 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- ② 役員は、再任されることができる。
- ③ 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行なう。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 1 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 3 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - 4 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- ② 役員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了
 - 2 辞任
 - 3 死亡
 - 4 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第 12 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 13 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

- 1 この法人の業務を監査すること。
 - 2 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 4 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 5 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 6 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 7 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- ② 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- ③ 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 15 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- ② 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- ③ 理事会は、理事長が招集する。
- ④ 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。

- ⑤ 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- ⑥ 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- ⑦ 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- ⑧ 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- ⑨ 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- ⑩ 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。
- ⑪ 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ⑫ 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑬ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第16条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- ② 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- ③ 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第17条 この法人に、評議員会を置く。

- ② 評議員会は、19人乃至31人の評議員をもって組織する。
- ③ 評議員会は、理事長が招集する。
- ④ 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- ⑤ 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- ⑥ 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を

要する場合は、この限りではない。

- ⑦ 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- ⑧ 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- ⑨ 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ⑩ 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑪ 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- ⑫ 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 18 条 第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 19 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 1 予算及び事業計画
- 2 事業に関する中期的な計画
- 3 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 4 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 5 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 6 寄附行為及び寄附行為の施行細則の変更
- 7 合併
- 8 目的たる事業の成功の不能による解散
- 9 寄附金品の募集に関する事項
- 10 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 20 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 21 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 この法人の教員及び職員のうちから、互選された者 4 人乃至 6 人
- 2 この法人の教員及び職員のうちから、理事会において選任された者 3 人乃至 5 人
- 3 この法人の設置する大学を卒業した者で年令 25 年以上の者のうちから、理事会において選任された者 2 人乃至 4 人
- 4 宗教法人カトリック聖心侍女修道会が推薦する者のうちから、理事会において選任された者 3 人乃至 5 人
- 5 泉会及び発展協力会会員のうちから、理事会において選任された者 3 人乃至 5 人
- 6 この法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会において選任された者 4 人乃至 6 人

② 前項第 1 号及び第 2 号に規定する評議員は、この法人の教員及び職員の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第 22 条 評議員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- ② 評議員は、再任されることができる。
- ③ 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選定されるまでは、なおその職務を行なう。

(評議員の解任及び退任)

第 23 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- ② 評議員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了
 - 2 辞任
 - 3 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 24 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 25 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

② 基本財産は、この法人の設置する大学に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編

入された財産とする。

③ 運用財産は、この法人の設置する大学の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

④ 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 26 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 27 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 28 条 この法人の設置する大学の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 29 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 30 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

② この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 31 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 32 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

② 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 33 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

② この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

③ 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第 34 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

1 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

2 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

3 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

4 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準（役員の報酬）

第 35 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（会計年度）

第 36 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

（解散）

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

1 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決

2 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決

3 合併

4 破産

5 文部科学大臣の解散命令

② 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第 38 条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行なう公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 39 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 40 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

② 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第 41 条 この法人は、第 33 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 1 役員及び評議員の履歴書
- 2 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 3 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、学校法人清泉女子大学の掲示場に掲示して行なう。

(施行細則)

第 43 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する大学の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第 44 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 45 条 理事(理事長、常勤の理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の教員及び職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務

執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 50 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	荻 島 愛 子
理 事	内 山 八寿子
理 事	庄 子 房 子
理 事	石 田 加都雄
理 事	江 尻 進
理 事	水 田 直 昌
理 事	栗 山 百合子
理 事	松 本 正 夫
監 事	宗 像 英 二
監 事	岩 浅 武 雄

附 則 2

この寄附行為は、昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 3

この寄附行為の改正は、平成 4 年 1 月 24 日より施行する。

附 則 4

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成 4 年 12 月 21 日）より施行する。

附 則 5

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成 5 年 3 月 19 日）より施行する。

附 則 6

- ① 平成 6 年 1 月 6 日文部大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
- ② 清泉女子大学文学部の英文学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 6 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 7

- ① 平成 9 年 2 月 18 日文部大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
- ② 清泉女子大学文学部の国文学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわ

らず平成9年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 8

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成11年3月29日）より施行する。

附 則 9

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成12年7月28日）より施行する。

附 則 10

平成15年1月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、平成15年4月1日より施行する。

附 則 11

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成16年8月20日）より施行する。

附 則 12

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月30日）より施行する。

附 則 13

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成18年8月21日）より施行する。

附 則 14

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成27年1月30日）より施行する。

附 則 15

令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為の改正は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 16

この寄附行為の改正は、令和7年4月1日より施行する。